

部會長

順序トシテ先ヅ第一方針ニ付テ質問又ハ意見ヲ承リタイ。

伊藤委員

幹事案ハ全体的ニ見テ結構テハアルカ與ハ其レニ確實ニ實行シル  
コトニアル、殊ニ六ノ行政機構ノ統合強化及綜合的調査機構ノ設  
置ニ關シテハ從來ヨリ屢々カカル方針ナリ與領ヲ承ルノテアルガ  
容易ニ實現シナイ、大東亞交遊政策ノ完遂ニ期スル爲ニハ先ヅ以テ其  
ノ實行ガ必要ナル、之ニ關シテハ政府モ余程ノ覺悟ヲ與スルテ  
アロウガ如何ニ考ヘテ居ラレルカ。

部會長

本案ハ第八部會ノ答申案トシテ作ツタモノデアリ政府ガ之ニ如何  
ニシテ實現スルカノ具體的方策ハ答申ニ俟ツテ考フベキモノデア  
ル。

主任幹事

部會長ノ言ノ通り本案ハ第八部會トシテ各委員ノ意見ニ繼メタニ  
過ギナイモノデアツテ政府トシテノ案デハナイ。從テ更ニ之ニ基  
イテ政府ガ具體的ニ案ヲ榭テルト云フコトニナルト思フ。

五島委員

幹事案ハ如何ニシテ之ヲ實行スルカニ付テハ全ク觸レテ居ラナイ  
感ジガスル。此ノ半分丈デモ實行シテオラバ我々ノ會合ノ目的ノ  
大半ハ遂ヤラレルト思フ。幹事ニ於テモ斯クアルベシトノ信念ヲ  
以テ書カレタコトト思フガ實行セントスル氣魄ニ缺ケテ居ルト思  
フ。  
行政機關ノ統合ノ如キハ容易ニハ實現出來ナイ。政府ハ自ら知ツ  
テ書イテモツマラヌ。實現出來ル底ノモノヲ書イテ貰ヒタイ、而  
シテ之ヲ實行スルト云フ方法ヲモ示ス必要ガアル。

只今ノ答辯ヲ満足出來ヌ

(大東亞)戰時交通省ノ如キモノテモ設ケ從來ノ行政機構改革問題トハ別ニ新ニ考ヘテハ如何ト思フ。

又綜合的調査機關モ形式的テアル、敢テ反對テハナイガ之ハ現在滿鐵ノ東亞經濟調査局、三菱ノ調査機關等ガ既ニ相當研究調査ヲ遂ゲテ居ルノデアルカラ寧ロ之等ノ既存ノ調査機關ヲモ統合シ眞ニ活力アル機關ト爲スベキト思フ。

#### 部會長

本案ヲ政府案ノ如ク考ヘラレ勝テアルガ前ニモ申述ベク如ク本案答委員ノ意見ヲ纏メテ幹事ノ一案ニ過ギナイ。

主任幹事

本委ハ委員ノ意見ヲ總括シタモノデ、行政機關ノ統合、調査機關ノ設置等々委員ノ意見ヲ卒直ニ取入レタモノデアル。行政機構ノ統合及綜合調査機關ノ設置ニ關スル具体的ナ方策ハ今後ノ問題デアル。

中川委員

實行ヲ主眼トシテ主要ナモノ、ミニ其ノ内容ヲ整理シテハ如何方針ノ三ノ中ニハ國民配置ニ關スル計畫云々トアルガ斯クノ如キ計畫ガ現在他ノ部門デ進メラレツ、アリヤ。

企畫院第六部長

目下企畫院デ計畫中デアル。現在ノトコロデハ日本民族ニ付テ考ヘテ居ルガ順次圈内各民族ニモ及ボス積リデアル。

中川委員

國民ノ配置計畫ハ結構ト思フガ之ヲ他民族ニ迄及ボスコトハ却々困難デアル。

企畫院第六部長

農業、礦工業、交通等業種別ニ配置計畫ヲ樹テツ、アル。又教育鍊成方策ニ付テハ一案ヲ持ツテハキルガ之ハ翼贊會ノ機能改革ニ伴ヒ全會ヲシテ行ハシムルコト、ナツテ居ル。

五島委員

國民配置計畫ハ目下企畫院ニ於テ計畫中ト承ハルガ圈内ノ他民族ヲモ計畫的ニ移動配分シ之ヲ活用スルコト、シテハ如何。

企畫院第六部長

御意見ノ趣旨ハ本案ニ含まレテ居ルト思フ。

五島委員

計畫的ノ中ニ移動モ入ツテ居ルトイフ考ヘテアルカ。

主任幹事

然リ。

種田委員

大東亞ノ交通對策ハ今後輸送施設ニ應ジ計畫輸送ノ分野ヲ決メル  
コトガ必要デアルト思フ。

企畫院第六部長

第二車領中ノ三ニ含まレテ居ル積リデアル。

種田委員

如何ナルモノガ如何ナル輸送施設ニ依ルカト云フ大方針ガ必要デ  
アル。コノ趣旨ヲ挿入シテ貰ヒ度イ。

主任幹事

幹事案トシテハ此ノ程度ニ止メタノデアルガ尙方針中ニ適當ニ挿入  
スルヤウ考慮致シ度イ。

五島委員

方針ノ四中「大東亞建設上特ニ重要ナル交通事業」トアルガ殊更  
「特ニ」ノ字句ヲ入レル必要アリヤ。

部會長

之ニ關シ各委員ノ意見ヲ承リ度イ。

中川・大谷委員

原案ニ贊成。

中川委員

交通ノ中ニモ大東亞ノ防衛上乃至建設上特ニ重要ナルモノト然ラ

ザルモノトガアリ、特ニ重要ナルモノ、ミ皇國ガ之ヲ運営ズルト  
云フ意味ダカラ原案ガ良イト思フ。

大谷委員

海運ノ面ヨリ見テモ地方的ナモノ迄皇國ガ之ヲ運営スル必要ナク、  
續ケテ讀メバ「特ニ」ノ字句ハ存置スル方ガ良イト思フ。

部會長

原案通リトスル。

部會長

第二ノ要領ノ中鐵道的事項タルニ三ニ行テ、

大谷委員

三ノ(1)ノ二項ノ「尙日滿支間云々」ニ付テ御説明ヲ願ヒ度イ。

長崎幹事

日滿支間ノ連絡幹線ハ現在連絡委員ヲ置イテ運営上相當ノ業績ヲ  
擧ゲツ、アリ又前同ノ會議ニ於テ屢々斯ノ如キ要請モアリ本案ニ  
之ヲ取入レタ次第デアル。

大谷委員

本案ノ如ク表現スルトキハ稍モスレバ鐵道ガ主体トナル様ニ解釋  
サレ勝デアル、斯カル趣旨デナイトスレバ適當ニ改メラレ度イ。

企畫院第六部長

必ズシモ鐵道ガ主体トナル意味デハナイ、海陸輸送能力ニ一貫性

ヲ持タセルトイフ狙ヒチアル。

大谷委員

趣旨ハ結構チアルガ簡單ニ過ギル爲兎角海運業者ニハ誤解サレ勝  
チアルト思フ。

企畫院第六部長

一元的トイフ様チ表現ノ場合ハ左様ナ處モナルカモ知レヌガ本案  
チハ斯カル誤解ハナイノデハナカウカ。

種田委員

海陸輸送ノ一貫的運管ヲ圖ル爲ニハ貨車航送以外ニ方法ハナイ又  
本案ハ之ヲ主眼トシテ作ラレタモノト思フ從テ原案ガ適當ト思フ。

岡田委員

經營ノ問題ガ前項ニ含まレルトスレバ大谷委員ノ言フ如キ疑問モ  
尤モチアル。

貨車航送ハ短距離デ而モ機カナ海運ナラバ可能デアアルガ長距離又ハ荒海デハ技術的ニモ經濟的ニモ考ヘラレナイト思フ。

大谷委員

連絡幹線トアルカラ新カル疑問モ起ル、連絡輸送ト改メテハ如何。  
(各委員異議ナシ)

部會長

連絡輸送ト修正スル。

五島委員

三ノ(2)ノ「自動車ノ陸運ニ於ケル特性」トアルヲ「重要性」ト改メテハ如何。(異議ナシ)

部會長

「重要性」ト修正スル。

藤田委員

長距離ノ貨車航送ガ不可能ト云ハレタガ外國デハ現ニ相當ヤツテ  
居ル、政府ニ於テモ充分此ノ點研究セラレタイ。

#### 大橋委員

三ノ(1)ノ二項ヲ「連絡輸送」ト改メレバ第一項ト重複スルコトト  
ナルト思フ、若シ然ラズトスレバ海陸輸送ノ有機的連絡ヲ圖ル以  
上ニ進ンダ意味ヲ持ツコト、ナル。

#### 村上委員

第一項ト第二項トハ自ラ相ヒガ異ル、原案ヲ適當ト思フ。

#### 五島委員

要領ノ二ノ(1)ニモアル如ク日滿支海面ハ大東亞ノ内海トモ見ラル  
ベキモノデアリ其ノ他ノ海面トハ當然區別シテ考マベキモノト思  
フ。現ニ關釜間ニ於テハ鐵道ト海運ハ一貫作業ニ依リヤツテ居ル  
ノダカラ此ノ觀念ヲ内海タル日滿支海面ニ擴大スルモ一向差支ナ  
イト思フ、從テ原案ヲ適當トスルト思フ。

#### 企畫院第六部長

本項ハ必スシモ貨車航送ニ主眼ヲ置イタモノデアリナク、現在大陸、朝鮮等ニ於ケル幹線連絡ニ相管ネツタガアルノ旨之ヲ是正セントスルニ相管ネツタガアル旨ニ出タモノデアル。

趣旨ニ出タモノデアル。

部會長

種々意見ハアツタガ原案通トスル。

部會長

種々意見ハアツタガ原案通トスル。

部會長

同ジク四ノ部門別要領ノ中海運、港灣及河川ニ付テ。

岡田委員

海運ノ(中)中ノ差當リトアルハ戰爭中ト思フ、又單一企業体トハ船舶運營會ヲ指スモノト思フガ如何。  
尙差當リノ後ノ對策ハ如何。

主任幹事

單一企業体ハ運營會ノ意デアル。  
差當リニ次デノ對策ハ情勢ノ變化ニ應ジ考慮スベキデアルト思フ。

岡田委員

將來モ引續キ單一企業体ヲシテヤラセル意カ。

主任幹事

ソコ迄ハ考ヘテオラス。

寺井委員

海運ノ(イ)ノ航路ノ整備ニ付テハ其ノ重點ヲ放射線狀航路ノミニ限定シアルガ日滿支ノ沿岸航路、内河航路等ニ付テハ其ノ要ナキヤ(ハ)ノ船舶ノ建造ニ付テハ圈内ニ於テ必要トスルモノニ限りオルガ圏外ノモノニ付テハ如何、又(ホ)ノ貨物航路トハ不定期航路ノミヲ指スカ。

企畫院第六部長

(イ)ハ沿岸航路、内河航路デモ重要ナモノハ放射線狀航路ノ延長トシテ考ヘル意味デアル。  
(ハ)ノ圏外輸送ノ爲ノ船舶建造ニ付テハ一應(イ)ノ中ニ含マシメタ積リデアル。  
(ホ)ノ貨物航路ハ大体不定期航路ヲ意味スル。

寺井委員

希望トシテ造船ニ付テハ第一期ハ圈内ノモノ、第二期ニ於テハ圏

外ノモノトイフ順序デ考ヘテ貰ヒ度イ。

### 斯波委員

造船工業ハ第五部會ノ問題カモ知レヌガ海運ト不可離ノ關係ニア  
ルカラ我國海運ノ進展ニ備ヘテ造船技術ノ綜合的研究施設ノ整備  
擴充ニ付テモ本案ニ一項設ケラレ度イ然ラザレバ此ノ點第五部會  
ニ連絡サレル様切望スル。

### 企畫院關係官

二以上ノ部會ニ關係アル事項ニ付テハ要スレバ合同部會ヲ開催シ  
テ審議スルモ良シ、又答申ニ於テ重複スルモ差支ナイ、他ニ重複  
シタ例モ二、三アル。

### 斯波委員

差支ナケレバ本答申案中ニ挿入セラレ度イ。

### 部長

造船ハ本部會ノ問題デアルカラ幹事ヲシテ案文ヲ作成セシムルコ  
トトスル。

大谷委員

海運ニ關シテハ大体目前ノコトノミ書イテアルヤウニ見受ケラレ  
ル。例ヘバ貨物航路ヲ運営會ヲシテ經營ヤシムルト云フガ如キ極  
ク當面ノ對策ヲ出テナイト思ハレル。情勢ノ變化ニ應ジテ更ニ施  
設ノ統合調整ヲ行フ等將來ノ對策ヲモ盛ラシムベキデアアル。

部會長

其ノ趣旨ヲ含マシメテアル積リデアアル

海運院長官

海運ノ(外)ノ末文ノ「情勢ノ變化ニ應ジ必要ナル統合調整」ハ前段  
ニモカカル。即チ情勢ノ如何ニヨツテハ貨客航路幹線擔當者モ亦  
其ノ航路モ必要ニ應ジ統合調整スル積リデアアル。然シ單一企業体  
ノ經營ニハ勿論統合關係ハ生ジナ得ナイ。

大谷委員

海運ノ(1)ノ(ホ)ハ圈内ニ關スルコトノミデアアルガ圏外ニ對スル方針ヲモ示スベキデハナイカヨ

主任幹事

圏外ニ對スル大方針ハ前文即チ(イ)ニ極ク抽象的ニ謳ヒ、此處デハ專ラ圈内ノ運営ノ問題ヲトリアゲタノデアアルガ更ニ案文ヲ研究スルコトトスル。

種田委員

港灣ノ(ホ)ノ冒頭ノ「皇國海運ノ進展ニ寄與シ」ヲ削除セラレタシ。

企畫院第六部長

船ハ其ノデイスバツチヲ圓滑ナラシメルコトガ肝要デアリ、然モ

港灣機能が最も大キク之ヲ支配スルト認め此處ニ謳ツタモノデア  
ル。

### 三橋委員

港灣作業ニ付テハ現状ニ鑑ミレバ設備ト相俟テ勞動力ノ確保ガ併  
行的ニ必要デアル、此ヲ何處カニ押入シテ貰ヒタイ。

### 部會長

勞力ノ確保ノ必要ナルコトハ忘レテ居ルノデハナイ、現ニ厚生省  
等トモ連絡シ對策ヲ講ジツツアル。

### 企畫院第六部長

勞務關係ヲ書カナカツタノハ施設ノ機械化ニ依リ勞務不足ヲ補フ  
コトニ重點ヲ置ク行キ方ヲトツタガ爲デアル。

### 主任幹事

港灣以外ノ勞務者ニ付テハ養成關係ガアリ、之ガ施設ノ整備強化

ヲ圖ル目的トシタノデアアルガ港灣關係ハ性質ヨ異ニシテ居リ、一  
般的ニ人ヲ得レバ足ルモノデテリ、設備ノ整備ト相關關係ニアル  
カラ併立サヤルコトハ如何カト思フ。

部會長

港灣勞務者ノ確保ニ付テハ政府デモ充分考慮シテ居ルカラ了解セ  
ラレタイ。

種田委員

重ネテ云フガ「皇國海運ノ進展ニ寄與シ且」ノ字句ハ港灣ニ付テ  
ノミ書ク必要ハナイト思フ。

部會長

單ニ國內ノ港灣ノミナラス廣ク南方諸地域ニ於ケル港灣ヲモ含メ、之  
等全港灣ヲシテ皇國海運ノ進展ニ寄與ヤシムトスル意味デアル。

三橋委員

然ラバ同項末段ノ「適當ナル企業体」トハ内外ヲ連ジテノ意ナル  
ヤ。

部會長

然リ。

部會長

次ハ鐵道、自動車及道路ニ付テ、

五島委員

鐵道(1)ノ二項ニ「尙内鮮滿」促進ス」トアルハ如何ナル意味ナリヤ。

企畫院第六部長

要領ノ三ノ場合ニ於テモ問題トナツタガ現在鮮滿支間ノ鐵道主要幹線ニ於テ輸送能力ガ一貫シテ居ナイ爲之ヲ是正スルコトヲ主眼トシタモノデアル。

五島委員

鐵道ノ(2)ノ「必要ナル機構」トハ如何ナル意ナリヤ。

長崎幹事

日滿支ニハ早クカラ種々ナ交通機關ガアリ、現在主ナモノダケデ

モ十四、五ノ幹線交通主体ガアルガ、實際上之等ノモノヲ一体化スルコトハ困難デアル從テ之等施設ノ一貫的整備ヲ圖ルト共ニ運営ノ連繫ヲ強化スル爲現ニ十四ノ幹線交通主体ヨリ成ル合議体ヲ組織シ重要事項ニ付協議シ國策ノ遂行ニ寄與セシメツツアルガ更ニ南方ヲモ含メテ此ノ觀念ヲ擴大セントスルモノデアル。

#### 五島委員

道路ノ(4)ノ末尾ノ「―――」必要ナル体制」トアルハ如何ナルモノナリヤ。

#### 企畫院第六部長

國內ノ道路ハ高速度交通ニハ不適當デアリ再檢射ヲ必要トスル、現在内務者ガ其ノ管理ニ當ツテ居ルガ之ハ組織的ニモ不適當ト思ハレルノデ其ノ体制ヲ改メントスル意味デアル。

部會長

次ハ航空、通信、氣象ニ付テ。

大谷委員

航空寫眞測量ノコトガ全然謳ツテナイガ之ガ調査機關ヲ整備スル  
コトヲ何處カニ挿入シテハ如何。

主任幹事

航空寫眞ハ交通事業トハ性質ヲ異ニスルノデハナイカ。

企畫院第六部長

寫眞ハ産業ノ部門ト思フ。

大橋委員

通信ノ(1)ニ「大東亞圈ノ紐帶タルニキ幹線通信路」トアルガ海  
運・航空ノ場合ト全様幹線ガ皇國ヲ中心トシテ放射線狀ニアル

ガ如ク其ノ輪廓ヲ現ハシテ貫ヒ度イ。

2 同シク(ロ)ノ項ニハ圈内通信ノ經營ノミガ書カレテ居ルガ圏外トノ通信ヲ如何ニスルカハ現ハレテ居ナイ。殊ニ通信ニ關シテハ戰時中ト雖モ圏外通信ノ必要ガアルカラコレヲ如何ニスルカニ付テ一項設ケラレ度イ。

3 (1)ノ三項トシテ圈内各地ト圏外トノ通信ハ原則トシテ皇國ノ通信施設ヲ通サシメル様新ニ一項ヲ設ケラレ度イ。

#### 企畫院第六部長

放射線狀通信網ニ付テハ皇國ノ飛躍的發展ニ即應セシムルコト、大東亞ノ紐帶タラシムルコトノ中ニ概ネ御趣旨ノ程ヲ含マシメテ居ル積リデアル。

圏外通信ハ現ニ行ハレツ、アルカラ更メテ謳フマデモナイト思フ。

種田委員

通信ノ（ハ）ニ付テハ幹事ノ説明モアツタガ特殊ノ施設ニ付テハ例外ヲ認メラル、モノト考ヘテヨイカ。

主任幹事

通信施設ノ建設保守ハ一元的ニ行フヲ原則トスベキト思フ、而シテ其ノ運営ハ特殊ノ事情アルモノニ付テハ之ヲ専用セシムベキダト思フ。

種田委員

鐵道、海運ニハ特例ヲ認メラルモノト解シテヨイカ。

主任幹事

全般的ニソウダトハ言ヒ兼ネル、尙本問題ハ色々議論ノアルトコロデ實行上ハ相當問題モアラウト思ハレルノデ此ノ程度デ了解セラレ度イ。

尙海運ニ付テハ今迄所専用ノ通信施設ヲ認メル考ヘハナイ、一般通信施設ノ中ニ含マシメテ其ノ利用ニ付テ専用ヲ考慮シ度イト思フ。

村上委員

標準時ノ問題及二十四時間制ノ問題ハ何レノ部門ニ屬スルカハ分ラヌガ交通トノ關係モアルカラ適當ニ考慮シテ貫ヒ度イ。

村上委員

本案ニ於テハ小運送ニ關シテハ全然書カレテナイガ小運送業者ヲ統制シ之ヲ一元的ニ運営セシムルニ非ザレバ折角ノ大運送ノ整備ヲモ阻害スルコト、ナラウ。

長崎幹事

小運送ノ重要性及其ノ統制ノ必要ナルコトハ尤モデアアルガ施設ノ面カラ之ヲ觀レバ重點ハ自動車ニアルト考ヘラレル、而シテ本案

ノ自動車ト鐵道トハ對立的ニ考フベキモノデハナク自動車、鐵道  
等ノ陸運施設ノ綜合的能力ノ增強ヲ圖ルトイフ趣旨デアツテコ  
デハ特ニ施設ノ面カラ自動車ニ重點ヲ置イテ考ヘタノデアル。

村上委員

然リトスレバ港灣ノ(四)「皇國ノ海運ノ進展云々」ハ尙更不必要デ  
ハナイカ。

寺井委員

例ヘバ英國ノ港灣ノ整備モ延イテ日本ノ海運ノ進展ニ寄與スルト  
云フ意味ノモノナラバアツテ良イト思フ。

企畫院第六部長

前ニモ申述ベタ如ク本項ニハ南方各地ノ港灣ヲモ含メタ意味デス  
ノ如ク書イタモノデアル。

部會長

只今迄述ベラレタ御意見ニ依リ目下幹事ノ手元テ案ヲ修正シテ居ルガ今直グニハ間ニ合ハヌト思ハレルノデ今一度會議ヲ開催シテ審議ノ上本部會ノ答申ヲ決定致シ度イ。

秘

大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日時

昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

二場所

遞信省第一會議室

三出席者

部會長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

四議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス  
尙本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ任ス

以上

512  
A3



大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日時 昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一、場所 遞信省第一會議室

一、出席者 部會長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

一、議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス  
尚本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一任ス

以上



大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日 時

昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一、場所

遞信省第一會議室

一、出席者

部會長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

一、議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス  
尙本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一任ス

以 上



大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一、日 時

昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一、場 所

遞信省第一會議室

一、出席者

部會長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

一、議 事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス

尙本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一任ス

以 上

秘

大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日時 昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一場所 遞信省第一會議室

出席者 部長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上

委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞  
交通基本政策案」ヲ決定ス

尙本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一  
任ス

以上



大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日 時

昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一、場所

遞信省第一會議室

一、出席者

部會長、鐵道大臣、各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

一、議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク、茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス  
尙本案中内容ニ關係ナキ辭句、修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一任ス

以上



大東亞建設審議會第八部會第五回會議概要

一日時

昭和十七年六月十九日午後一時四三分—一時五三分

一場所

遞信省第一會議室

一出席者

部會長。鐵道大臣。各委員（伊藤、佐藤、松本、村上、委員缺席）、幹事、幹事輔佐、其ノ他關係官

一議事

修正案ヲ附議シ各委員異議ナク。茲ニ第八部會トシテ「大東亞交通基本政策案」ヲ決定ス  
尙本案中内容ニ關係ナキ辭句ノ修正ハ便宜之ガ整理ヲ幹事ニ一任ス

以上

# 極秘

## 修正案

昭一七六一九

一、第一方針ノ三トシテ左記ヲ追加ス

三、交通各部門ノ機能特性ニ應ジ之ガ綜合能率ヲ最高度ニ發揮ヤシムル如ク發送ノ計畫化ヲ圖ル

二、第二要領四部門別要領ノ(1)海運ノ項中

(一) (四)ノ第三項トシテ左記ヲ追加ス (改)

造船ニ關スル綜合研究機關ヲ整備擴充シ造船技術ノ劃期的向上ヲ圖ル

(二) (ハ)ノ第一項ヲ左記ノ通改ム

(改)

(ハ) 船舶ノ建造ハ貨物船、油槽船及鑽石船ニ主眼ヲ置クモ皇國ニ於テ確保ノ要アル主要航路ノ貨客船建造ニ付キテモ適宜考慮ス

(三) (ホ)ヲ左記ノ通改ム

(ホ) 航路ノ經營ニ關シテハ差當リ日滿支ト南方諸地域間ノ貨客

航路ハ幹線航路毎ニ擔當者ヲ決定シ其ノ貨物航路ハ單一企業体  
ヲシテ經營マシメ南方諸地域相互間ノ航路ハ實情ニ應ジ適當ナ  
ル措置ヲ執ルモ情勢ノ變化ニ應ジ圈内外ノ航路ニ亘リ必要ナル  
再編成ヲ行フ

三、同(8)通信ノ項中(1)ノ第一項ヲ左記ノ通改ム

(下移)

(1) 皇國ヲ核心トシテ皇國ト圈内各地域竝ニ圈内各地域相互間ヲ結合  
スル大東亞幹線通信路ハ速ニ之ヲ綜合的ニ整備強化スルト共ニ皇國  
ヲ中心トスル圈外通信網ノ擴充ヲ圖リ世界ニ於ケル皇國通信權ノ優  
位ヲ確立ス

四、同(10)氣象ノ項中(1)ヲ左記ノ通改ム

(幹線)

(1) 觀象器材ノ計畫的整備ヲ圖ルト共ニ大東亞ニ於ケル氣象通信ノ迅  
速確實ヲ期スル爲之ガ施設ノ有機的整備ニ努ム

以上

# 極秘

大東亞交通基本政策（案）

昭 一七 六 一二

## 第一 方針

大東亞交通基本政策ハ大陸ト海洋ト島嶼ニ依リ構成セララル大東亞  
圖ヲ拓開シ皇國ヲ核心トシテ之ガ有機的結合ヲ圖リ國防力ヲ充實シ  
廣域ニ對スル指導力ヲ強鞏ナラシムルト共ニ物資ノ交流ヲ確保シ産  
業ノ建設ヲ促進セシメ以テ大東亞戰爭ヲ完遂シ大東亞ノ根基ヲ鞏化  
シ進ンデ世界新秩序建設ニ於ケル皇國ノ主動的地位ヲ確立スルヲ主  
眼トス

之ガ爲左ノ方針ニ依リ大東亞交通態勢ノ確立ヲ期ス

- 一 交通ニ關スル施策ハ大東亞建設ノ大動脈タル交通ノ使命ノ達成  
ヲ期シ大東亞國土計畫ノ見地ニ立チ皇國指導ノ下綜合的ニ實施ス
- 二 交通施設ハ戦力ヘノ轉換ヲ考慮スルト共ニ國防力ノ充實竝ニ物

資ノ交流ヲ確保シ得ル如ク諸般ノ施策ニ先行シテ之ヲ整備ス

三、交通要員ハ國民配置ニ關スル計畫竝ニ國民ノ教育鍊成方策ト照

應シテ養成増強シ必要ナル豫備員ヲ保有スルト共ニ國內他民族ハ其ノ能力ニ應ジ計畫的ニ之ヲ活用ス

航空、海洋、自動車、通信等ノ分野ニ於テハ青少年ヲ鍊成シ戰時要員確保ノ基底ヲ擴大ス

四、大東亞防衛上竝ニ大東亞建設上特ニ重要ナル交通事業ハ皇國ニ於テ之ヲ運営シ其ノ他ノモノハ各地域ノ實情ニ適合スル方策ヲ執ルモ皇國之ガ指導力ヲ把握ス

五、輸送ノ合理化ヲ圖リ輸送能率ノ向上ヲ期シ得ル如ク産業ノ配分ニ付キ考慮ス

六、大東亞ニ於ケル交通体制確立ノ爲交通ニ關スル行政機構ヲ統合強化シ且交通ニ關スル綜合調査研究機關ヲ設置ス

## 第二 要 領

一 交通ニ關スル施策ハ概ネ十五年ヲ目途トシ第一期ヲ五年、第二期ヲ十年トシ第一期ニ於テハ航空施設ノ充實、海上輸送力ノ増強其ノ他戰爭遂行上緊要ナル施策ニ主力ヲ集中スルト共ニ逐次大東亞建設ニ必要ナル施設ノ整備擴充ニ努メ第二期ニ於テハ概ネ之等施策ヲ概成シ世界新秩序ニ於ケル皇國指導力ノ確立ニ資ス

二 交通ニ關スル施策ハ國內各地域ノ地位ニ應ジ概ネ左ノ如ク實施ス

(1) 日本海、東支那海及南支那海等ノ領域ニ於テハ之ヲ大東亞ノ内海タラシメ以テ皇國ヲ核心トスル日滿支ノ結合ヲ強化スルト共ニ南方諸地域ニ對スル指導力ヲ徹底スル爲海陸空ニ亘リ必要ナル施設ヲ整備シ強力ナル交通網ヲ形成ス

(2) 滿洲、支那及蒙古等ノ大陸國ハ大陸面ニ對スル國防上ノ要請

ニ即スルノ外重要基礎産業ノ建設竝ニ基礎資源ノ開發交流ヲ確保シ更ニ皇國ノ國外連絡開拓ノ基地トス

(3) 南方其ノ他ノ海洋國諸地域ハ海洋面ニ對スル國防上ノ要請ニ即スルノ外皇國指導力ノ滲透竝ニ各種重要資源ノ開發交流ヲ確保シ進ンデ世界ニ對スル皇國交通力發展ノ前途基地トス

三

交通施設ハ綜合能率ノ發揮ヲ期シ福ネ左ノ如ク整備ス

(1) 重要大量貨物ノ輸送確保ニ重點ヲ置キ船舶、鐵道、港灣、河川等ノ施設ヲ擴充スルト共ニ水陸連絡設備ヲ整備シ海陸輸送ノ有機的連絡ヲ圖ル

尙日滿支間ニ於ケル連絡幹線ハ海陸一貫スル如ク整備ス

(2) 自動車ノ陸運ニ於ケル特性ニ鑑ミ且之ガ保有量擴充ノ專事的要請ニ應ズル爲鐵道及自動車ノ綜合的機能ノ發揮ヲ圖ルト共ニ速ニ自動車交通ヲ主眼トスル道路網ヲ整備ス

(3) 航空、通信並ニ放送ノ施設ハ其ノ時間的特性ニ基ク軍事的政治的及文化的意義ヲ特ニ重視シ大東亞結合ノ強力ナル紐帶タラシムル如ク急速擴充ス  
氣象ニ關スル施設ハ軍事上ノ要請ニ即スルノ外主トシテ航空、航海ノ保安ニ資ス  
四 部門別要領左ノ如シ

(1) 海運

(イ) 大東亞圈ノ航路ハ皇國ヲ核心トセル放射狀線航路ノ整備擴充ニ重點ヲ置クト共ニ圈外航路ノ強力ナル發展ヲ圖リ速ニ世界ニ於ケル皇國航權ノ優位ヲ確立ス  
南方島嶼間航路及島内航路ハ國防上ノ要請ニ即スルノ外資源ノ開發、住民ノ生活維持及治安保持上必要ナルモノヲ開設ス  
(ロ) 船腹ノ飛躍的增強ヲ圖ル爲造船ニ關スル諸施設並ニ技術者 5

及勞務者ヲ計畫的ニ急速擴充シ標準船型ニ依ル大量計畫造船ヲ爲ス

南方諸地域ニ於ケル造船所、船舶修理施設等ノ急速復舊ニ努メ之ガ綜合的活用ヲ圖ル

(イ) 船舶ノ建造ハ貨物船、油槽船及鑽石船ニ主眼ヲ置クモ圈内ニ於テ確保ノ要アル主要航路ノ貨客船建造ニ付キテモ適宜考慮ス

機帆船、曳船、被曳船群及雜種船ニ關シテモ極力計畫的建造ニ努メ特ニ南方諸地域ニ於ケル沿岸航路用トシテ差當リ木造船ヲ活用ス

(ニ) 航路標識其ノ他航路保全ニ必要ナル施設ヲ速ニ整備スルノ外海運ニ必要ナル通信網ヲ整備シ船舶ノ運航ヲ確保ス

(ホ) 圈内航路ノ經營ニ關シテハ差當リ日滿支ト南方諸地域間ノ

貨客航路ハ幹線航路毎ニ擔當者ヲ決定シ其ノ貨物航路ハ單一  
企業体ヲシテ經營セシメ南方諸地域相互間ノ航路ハ實狀ニ應  
ジ適當ナル措置ヲ執ルモ情勢ノ變化ニ應ジ必要ナル統合調整  
ヲ行フ

(ハ) 船員ノ急遽増加ヲ圖ル爲養成施設ノ擴充其ノ他必要ナル措  
置ヲ講ズ

(ト) 青少年ニ對シ海洋訓練ヲ徹底セシムル爲訓練組織ヲ強化ス  
運航、船舶、海上保險、船員等ニ關シ新ナル規範ヲ設ケ皇  
國航權ノ確立ニ資ス

(2) 港灣

(イ) 港灣施設ハ國防上ノ要請ニ即スルノ外重要物資ノ交流ニ即  
應セシメ且各地間ニ於ケル海陸交通ノ連絡的役割ヲ發揮セシ  
ムルト共ニ船腹ノ增強並ニ船型ニ照應セシムル如ク重點的且

綜合的ニ整備擴充ス

(ロ) 港灣埠頭施設ノ改良ヲ行ヒ特ニ荷役ノ機械化等ニヨル荷役能力ノ増大ヲ圖ル

(ハ) 日滿支ニ於ケル國防産業ノ擴充ニ即應シ臨海工業地帯ニ於ケル港灣施設ノ擴張新設ヲ爲ス

(ニ) 南方諸地域ニ於ケル既設港灣ハ急遽之ガ復舊ヲ圖ルト共ニ國防上又ハ重要資源開發利用上必要ナル新規港灣ハ遠ニ利用可能ナル如ク建設ヲ行フ

(ホ) 皇國海運ノ進展ニ寄與シ且港灣機能ノ敏活化ヲ圖ル爲埠頭、倉庫、貯等ノ港灣ニ關スル設備ハ適當ナル企業体ヲシテ之ヲ一貫的ニ運営セシム

(ヘ) 港灣建設ノ計畫化ヲ期スルト共ニ其ノ運営ノ圓滑化ヲ圖リ且輸送力ヲ增強スル爲港灣行政ノ統合調整ヲ期ス

(3)

河川

(1) 河川竝ニ運河ノ整備ニ當リテハ國防産業計畫ニ對應シ水運、

利水及治水事業ヲ綜合的ニ實施ス

(ロ) 滿洲及北支ニ於テハ重要資源ノ増産竝ニ其ノ輸送ニ資スル

ノ外民生ノ安定動力ノ開發ニ必要ナル河川竝ニ運河ノ整備ヲ

行フ

(ハ) 中南支及南方ニ於テハ重要資源ノ輸送路竝ニ諸地域内ノ交

通路タル河川竝ニ運河ノ意義ヲ重視シ之ガ整備ヲ爲ス

(ニ) 河川ハ國防、經濟、交通上重要ナル意義ヲ有スルニ鑑ミ圈

内主要河川ハ皇國ニ於テ之ガ管理ノ實質ヲ把握シ得ル如ク措

置ス

(4)

鐵道

(1) 皇國ニ於テハ重要幹線ノ整備ニ努メ特ニ國防上竝ニ生産力

擴充ニ必要ナル施設ノ增強ヲ圖ル  
尙內鮮滿支間連絡主要幹線ノ一貫的整備ヲ促進ス

(ロ) 滿洲ニ於テハ國防線ノ急速ナル建設整備ニ努ムルト共ニ産業ノ建設及資源ノ開發計畫ニ即應シ必要ナル鐵道網ノ整備ヲ行フ

(ハ) 支那ニ於テハ既設線路ヲ整備シ其ノ輸送力ノ增強ヲ圖ルト共ニ治安維持竝ニ重要資源開發上緊要ナル鐵道ノ建設ヲ促進ス  
(ニ) 南方諸地域ニ於テハ速ニ鐵道ノ復舊整備ヲ行フト共ニ國防上ノ要請ニ應ジ幹線ノ一貫的連絡ヲ完成シ資源開發上必要ナル鐵道ヲ逐次建設整備ス

(ホ) 鐵道車輛ハ機關車及貨車ノ増備ニ重點ヲ置キ之ヲ整備スルト共ニ車輛製造工業ノ擴充ヲ圖リ特ニ大陸ニ於テハ自給自足ヲ目途トシ之ガ生産ノ基礎ヲ確立ス  
(ニ) 大東亞圈內主要鐵道ノ有機的聯絡ヲ強化スルト共ニ之ガ運営

ノ調整ヲ圖ル爲必要ナル機構ヲ確立ス

- (5) 自動車
- (ト) 鐵道要員ハ戰時要員ノ充足ヲモ考慮シ之ガ養成ニ努ム

(イ) 軍事的要請ニ即應シ自動車特ニ貨物車ノ生産能力竝ニ保有量ノ飛躍的増大ヲ圖ル

特ニ大陸ニ於テハ其ノ保有量ノ増加ニ努メ南方ニ於テハ貨物車ノ保有割合ヲ増加ス

(ロ) 自動車事業ニ關シテハ鐵道並ニ道路トノ綜合的運用ヲ圖ル

(ハ) 自動車工業ニ關スル技術ノ劃期的向上ヲ圖リ規格ヲ統一スルト共ニ戰車及航空機工業等ヘノ轉換ヲ考慮シ諸般ノ整備ヲ爲ス

(ニ) 自動車用各種燃料資源ニ關シ徹底的調査研究ヲ行ヒ恒久的燃料政策ヲ確立ス

(ホ) 皇國民ノ國防機械化訓練ヲ強化スル爲青少年ニ對シ自動車

竝ニ戰車ノ操縱及修理ニ關スル訓練ヲ實施ス

(ニ) 自動車ノ整備擴充ヲ圖ル爲自動車行政ノ統合調整ヲ期ス

(6) 道路

(イ) 自動車ノ高度發達ノ基底ヲ確保スル爲道路網特ニ重量自動車ノ高速度交通ニ適スル道路ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ之ガ爲必要ナル体制ヲ整備ス

(ロ) 皇國ニ於テハ國防上産業上緊要ナル道路ノ整備ニ重點ヲ置キ漸次全道路網ノ再檢討ヲ行ヒ之ガ改良整備ニ努メ自動車輸送ノ發展ニ即應セシム

(ハ) 滿洲及支那ニ於テハ國防上竝ニ資源開發上必要ナル幹線道路ノ整備ヲ行ヒ逐次全道路網ノ擴充整備ヲ爲ス

(ニ) 南方諸地域ニ於テハ既存道路ノ復舊ヲ行ヒ逐次之ヲ整備擴

抄写

24小时内制——重新学习中

持算时

元大+元相=考m-2m 统计, 综合  
到一不中, 考为3 综合

停正第2次决意, 意欠T

为八路合意上, 决意

p.m. 140

字0 研说整理, 幹事之一

充ス

(7) 航空

(イ) 皇國ヲ核心トスル滿支並ニ南方諸地域ニ對スル主要幹線航空路ヲ急速整備シ皇國ノ指導力ヲ強化スルト共ニ皇國ヲ中心トスル世界航空路ノ完成ヲ圖リ以テ皇國航空ノ支配的地位ヲ確立ス

滿支及南方諸地域ニ於ケル航空路ハ其ノ特殊の地位ニ應ジ國防上經濟上必要ナル路線ヲ急速整備ス

(ロ) 圈内主要航空路ノ運営ハ皇國之ヲ把握シ單一企業体ヲシテ之ニ當ラシム

圈内ノ局地的航空路ニシテ特ニ政治的考慮ヲ拂フノ要アル場合ハ當該國ヲシテ經營セシムルモ前項ノ企業体ヲ通ジテ皇國之ガ實質ヲ把握ス

(イ) 圈内ノ飛行場、氣象、通信並ニ嚮導等航空保安施設ノ急速ナル整備ヲ圖ルト共ニ皇國之ガ指導力ヲ把握ス

(ニ) 航空機工業ノ飛躍的擴充ヲ圖リ規格ヲ統一シテ大量生産ヲ確保ス

航空研究機關ヲ整備擴充シ航空機性能ノ向上ヲ圖ル

(ホ) 航空要員ノ飛躍的增加ヲ圖ルト共ニ其ノ技能ノ向上ヲ期スル爲之ガ養成施設ヲ擴充ス

青少年ニ對シ飛行機、滑空機、落下傘、模型飛行機ニ依ル組織的訓練ヲ行フト共ニ小型航空機ノ普及ヲ圖リ速ニ國民航空組織ノ擴充ヲ期ス

(ロ) 圈内航空ニ關シ新タナル規範ヲ設ケ皇國航空權ノ確立ニ資

(8) 通信

(イ) 皇國ニ於ケル通信施設ハ皇國ノ飛躍的發展ニ即應スル如ク之ヲ整備シ大東亞圈ノ紐帶タルベキ幹線通信路ハ全地域ヲ通ジ速ニ整備強化ス

圈内ノ地域的通信施設ハ緊急必要ナルモノヨリ復舊シ逐次所要施設ヲ整備ス

(ロ) 圈内通信事業ハ皇國ノ一貫的指導ノ下ニ一体的ニ之ヲ行ヒ得ル如ク体制ヲ整備スルモノトシ南方諸地域ニ付テハ幹線通信網ハ皇國ノ單一企業体ヲシテ之ガ施設運用ニ當ラシメ地域的通信事業ハ可及的民營トシ右企業体ヲシテ之ヲ指導セシム

(ハ) 大東亞圈ノ性格ニ即スル統一的通信制度ヲ確立スルト共ニ通信ニ對スル皇國指導力ノ確保及大東亞通信圈ノ確立ニ資スル爲關係機關ヲ以テ構成スル適當ナル組織ヲ設ク

(ニ) 皇國ニ於テ大東亞諸地域ヲ通ズル電波ノ一元的統制ヲ行フ

爲所要ノ機材ヲ設置スルト共ニ電波監視施設ノ綜合的整備等  
不法通信及敵性電波ノ防遏上萬全ノ措置ヲ講ズ

(丙) 通信機器工業ノ擴充ヲ圖ルト共ニ機材ノ供給ハ皇國ニ於テ  
一元的統制ヲ爲シ得ル如キ措置ヲ講ズ

通信ニ關スル技術ノ飛躍的向上ヲ圖ル爲通信研究機關ノ整備  
擴充ヲ期ス

(丁) 一般通信施設及各種特殊通信施設ノ建設保守ニ付テハ綜合  
的ニ之ヲ調整ス

(ト) 通信要員ノ確保ヲ圖ル爲養成施設ヲ擴充スルノ外青少年ニ  
對シ通信技術ニ關スル組織的訓練ヲ實施ス

(9) 放送

(イ) 大東亞ノ政治的文化的建設ヲ促進シ敵性放送ヲ防遏スル爲  
大東亞圈内放送施設ノ綜合的整備ヲ圖ルト共ニ海外大放送施

設ノ擴充強化ニ努ム

(ロ) 國內放送事業ノ運営ニ付テハ適當ナル地域毎ニ皇國單一企業體ノ指導スル企業體ヲ設立シ皇國ノ一元の統制ヲ確保ス  
イ) 優秀ナル受信機ノ普及ヲ圖リ必要ニ應ジ集團聽取施設ノ整備ヲ期ス

(ニ) 放送用及聽取用機器ノ生産ヲ確保スル爲メ機器工業ノ整備強化ヲ圖ルト共ニ之ガ配給ニ付テハ皇國ニ於テ一元の統制ヲ爲シ得ル如キ措置ヲ講ズ

(ホ) 大東亞圈ノ放送ニ對スル皇國指導力ノ確保竝ニ大東亞放送圈ノ確立ニ資スル爲メ關係機關ヲ以テ構成スル適當ナル組織ヲ設置ス

(ロ) 氣象

(イ) 軍事上ノ要請ヲ充足シ併セテ航空竝ニ航海ノ保安ニ重點ヲ

- 置キ東亞ヲ一體トスル綜合的觀象網ヲ完成ス
- (ロ) 圈内觀象事業ハ原則トシテ皇國之ヲ直轄ス
  - (ハ) 東亞ニ於ケル氣象通信ノ迅速確實ヲ期スル爲之ガ施設ノ有  
機的整備ニ努ム
  - (ニ) 觀象要員ノ計畫的養成ヲ行フノ外航空、海洋等ニ於ケル青  
少年鍊成組織ニ於テ氣象ニ關スル訓練ヲ行フ

# 極秘

大東亞交通基本政策

昭一七六六一九  
第八部會 決定

## 第一方針

大東亞交通基本政策ハ大陸ト海洋ト島嶼ニ依リ構成セララル大東亞  
國ヲ拓殖シ皇國ヲ核心トシテ之ガ有機的結合ヲ圖リ國防力ヲ充實シ  
廣域ニ對スル指導力ヲ強韌ナラシムルト共ニ物資ノ交流ヲ確保シ産  
業ノ建設ヲ促進セシメ以テ大東亞戰爭ヲ完遂シ大東亞ノ根柢ヲ鞏固  
シ進ンデ世界新秩序建設ニ於ケル皇國ノ主動的地位ヲ確立スルヲ主  
眼トス

之ガ爲左ノ方針ニ依リ大東亞交通態勢ノ確立ヲ期ス

一 交通ニ關スル施策ハ大東亞建設ノ大動脈タル交通ノ使命ノ達成  
ヲ期シ大東亞國土計畫ノ見地ニ立チ皇國指導ノ下綜合的ニ之ヲ實  
施ス

- 二 交通施設ハ戦力ヘノ轉換ヲ考慮スルト共ニ國防力ノ充實竝ニ物資ノ交流ヲ確保シ得ル如ク諸般ノ施策ニ先行シテ之ヲ整備ス
- 三 交通各部門ノ機能特性ニ應ジ之ガ綜合能率ヲ最高度ニ發揮セシムル如ク輸送ノ計畫化ヲ圖ル
- 四 交通要員ハ國民配置ニ關スル計畫竝ニ國民ノ教育鍊成方策ト照應シテ之ヲ養成増強シ必要ナル豫備員ヲ保有スルト共ニ國內他民族ハ其ノ能力ニ應ジ計畫的ニ之ヲ活用ス  
航空、海洋、自動車、通信等ノ分野ニ於テハ青少年ヲ鍊成シ戰時要員確保ノ基礎ヲ擴大ス
- 五 大東亞防衛上竝ニ大東亞建設上特ニ重要ナル交通事業ハ皇國ニ於テ之ヲ運営シ其ノ他ノモノニ付テハ各地域ノ實情ニ適合スル方策ヲ執ルモ皇國之ガ指導力ヲ把握ス
- 六 輸送ノ合理化ヲ圖リ輸送能率ノ向上ヲ期シ得ル如ク産業ノ配分

ニ付キ考慮ス

七 大東亞ニ於ケル交通体制確立ノ爲交通ニ關スル行政機構ヲ統合強化シ且交通ニ關スル綜合調査研究機關ヲ設置ス

## 第二 要 領

一 交通ニ關スル施策ハ概ネ十五年ヲ目途トシ第一期ヲ五年、第二期ヲ十年トシ第一期ニ於テハ航空施設ノ充實、海上輸送力ノ増強其ノ他戰爭遂行上緊要ナル施策ニ主力ヲ集中スルト共ニ逐次大東亞建設ニ必要ナル施設ノ整備擴充ニ努メ第二期ニ於テハ概ネ之等施策ヲ概成シ世界新秩序ニ於ケル皇國指導力ノ確立ニ資ス

二 交通ニ關スル施策ハ圈内各地域ノ地位ニ應ジ概ネ左ノ如ク之ヲ實施ス

(1) 日本海、東支那海、南支那海等ノ領域ニ於テハ之ヲ大東亞ノ内海タラシメ以テ皇國ヲ核心トスル日滿支ノ結合ヲ強化スルト

共ニ南方諸地域ニ對スル指導力ヲ徹底スル爲海陸空ニ亘リ必要ナル施設ヲ整備シ強力ナル交通圈ヲ形成ス

(2) 滿洲、支那、蒙古等ノ大陸圈ニ於テハ大陸面ニ對スル國防上ノ要請ニ即セシムルノ外重要基礎産業ノ建設並ニ基礎資源ノ開發交流ヲ確保シ更ニ之ヲ皇國ノ國外連絡開拓ノ基地タラシム

(3) 南方其ノ他ノ海洋圈諸地域ニ於テハ海洋面ニ對スル國防上ノ要請ニ即セシムルノ外皇國指導力ノ滲透並ニ各種重要資源ノ開發交流ヲ確保シ進ンデ之ヲ世界ニ對スル皇國交通力發展ノ前進基地タラシム

三

交通施設ハ之ガ綜合能率ノ發揮ヲ期シ概ネ左ノ如ク之ヲ整備ス

(1) 重要大量貨物ノ輸送確保ニ重點ヲ置キ船舶、鐵道、港灣、河川等ノ施設ヲ擴充スルト共ニ水陸連絡設備ヲ整備シ海陸輸送ノ有機的連絡ヲ圖ル

尙日滿支間ニ於ケル連絡線送ハ海陸一貫スル如ク之ヲ整備ス

(2)

自動車ノ陸運ニ於ケル重要性ニ鑑ミ且之ガ保有量擴充ノ軍事  
的妥請ニ應ズル爲鐵道及自動車ノ綜合的機能ノ發揮ヲ圖ルト共  
ニ速ニ自動車交通ヲ主張トスル道路網ヲ整備ス

(3)

航空、通信及放送ノ施設ハ其ノ時間的特性ニ基ク軍事的、政  
治的、文化的意義ヲ特ニ重視シ大東亞結合ノ強力ナル紐帶タラ  
シムル如ク之ヲ急速擴充ス

氣象ニ關スル施設ハ軍事上ノ妥請ニ即セシムルノ外主トシテ航  
空及航海ノ保安ニ資セシム

四、部門別妥領左ノ如シ

(1) 海運

(1) 大東亞圈ノ航路ハ皇國ヲ核心トスル放射狀線航路ノ整備擴

充ニ重點ヲ置クト共ニ圏外航路ノ強力ナル發展ヲ圖リ速ニ世

界ニ於ケル皇國航權ノ優位ヲ確立ス

南方諸地域ニ於ケル地方航路ハ國防上ノ要請ニ即セシムルノ外資源ノ開發、住民ノ生活維持及治安保持上必要ナルモノヲ開設ス

(ロ) 船腹ノ飛躍的增強ヲ圖ル爲造船ニ關スル諸施設並ニ技術者及勞務者ヲ計畫的ニ急速擴充シ標準船型ニ依ル大量計畫造船ヲ爲ス

南方諸地域ニ於ケル造船所、船舶修理施設等ノ急速復舊ニ努メ之方綜合的活用ヲ圖ル

造船ニ關スル綜合研究機關ヲ整備擴充シ造船技術ノ劃期的向上ヲ圖ル

(ハ) 船舶ノ建造ハ貨物船（鑽石船ヲ含ム）及油槽船ニ主眼ヲ置クモ皇國ニ於テ確保ノ要アル主要航路ノ貨客船建造ニ付キテモ適宜考慮ス

機帆船、曳船、被曳船、舢舨及雜種船ニ關シテモ極力計畫的建造ニ努メ特ニ南方諸地域ニ於ケル沿岸航路用トシテ差當リ木造船ヲ活用ス

(二) 航路標識其ノ他航路保全ニ必要ナル施設ヲ速ニ整備スルノ外海運ニ必要ナル通信網ヲ整備シ船舶ノ運航ヲ確保ス

(六) 航路ノ經營ニ關シテハ差當リ日漸支ト南方諸地域間ノ貨客航路ハ幹線航路毎ニ擔當者ヲ決定シ其ノ貨物航路ハ單一企業体ヲシテ經營セシメ南方諸地域ニ於ケル地方航路ハ實狀ニ應ジ適當ナル措置ヲ執ルモ情勢ノ變化ニ應ジ圏内外ノ航路ニ亘リ必要ナル再編成ヲ行フ

(七) 船員ノ急速増加ヲ圖ル爲養成施設ノ擴充其ノ他必要ナル措置ヲ講ズ

青少年ニ對シ海洋訓練ヲ徹底セシムル爲訓練組織ヲ強化ス

(ト) 運航、船舶、海上保險、船員等ニ關シ新ナル規範ヲ設ケ皇

國航權ノ確立ニ資セシム

(2) 港 灣

(イ) 港灣施設ハ國防上ノ要請ニ即セシムルノ外重要物資ノ交流ニ即應セシメ且各地間ニ於ケル海陸交通ノ連絡的役割ヲ發揮セシムルト共ニ船腹ノ増強並ニ船型ニ照應セシムル如ク重點的且綜合的ニ之ヲ整備擴充ス

(ロ) 港灣埠頭施設ノ改良ヲ行ヒ特ニ荷役ノ機械化等ニ依ル荷役能力ノ増大ヲ圖ル

(ハ) 日滿支ニ於ケル國防産業ノ擴充ニ即應シ臨海工業地帯ニ於ケル港灣施設ノ擴張新設ヲ爲ス

(ニ) 南方諸地域ニ於ケル既設港灣ハ急速之ガ復舊ヲ圖ルト共ニ國防上又ハ重要資源ノ開發利用上必要ナル新規港灣ハ速ニ利

用可能ナル如ク之ガ建設ヲ行フ

(ホ) 皇國海運ノ進展ニ寄與シ且港灣機能ノ敏活化ヲ圖ル爲埠頭、倉庫、埠等ノ港灣ニ關スル設備ハ適當ナル企業体ヲシテ之ヲ一貫的ニ運營セシム

(ニ) 港灣建設ノ計畫化ヲ期スルト共ニ其ノ運營ノ圓滑化ヲ圖リ且輸送力ヲ增強スル爲港灣行政ノ統合調整ヲ期ス

(3) 河川

(イ) 河川及運河ノ整備ニ當リテハ國防産業計畫ニ對應シ水運、利水及治水ニ關スル事業ヲ綜合的ニ實施ス

(ロ) 滿洲及北支ニ於テハ重要資源ノ増産並ニ其ノ輸送ニ資スルノ外民生ノ安定及動力ノ開發ニ必要ナル河川及運河ノ整備ヲ行

フ  
(ハ) 中南支及南方ニ於テハ重要資源ノ輸送路並ニ諸地域内ノ交

通路タル河川及運河ノ意義ヲ重視シ之ガ整備ヲ爲ス

(二) 河川ハ國防上、經濟上、交通上重要ナル意義ヲ有スルニ鑑ミ圈内主要河川ハ皇國ニ於テ之ガ管理ノ實質ヲ把握シ得ル如ク措置ス

(4) 鐵道

(イ) 皇國ニ於テハ重要幹線ノ整備ニ努メ特ニ國防上、生産力擴充上必要ナル施設ノ増強ヲ圖ル

尙内鮮滿支間連絡主要幹線ノ一貫的整備ヲ促進ス

(ロ) 滿洲ニ於テハ國防線ノ急速ナル建設整備ニ努ムルト共ニ産業ノ建設及資源ノ開發計畫ニ即應シ必要ナル鐵道網ノ整備ヲ行フ

(ハ) 支那ニ於テハ既設線路ヲ整備シ其ノ輸送力ノ増強ヲ圖ルト共ニ治安維持上、重要資源開發上緊要ナル鐵道ノ建設ヲ促進ス

(二) 南方諸地域ニ於テハ速ニ鐵道ノ復舊整備ヲ行フト共ニ國防上ノ要請ニ應ジ幹線ノ一貫的連絡ヲ完成シ資源開發上必要ナル鐵道ヲ逐次建設整備ス

(ホ) 鐵道車輛ハ機關車及貨車ノ增備ニ重點ヲ置キ之ヲ整備スルト共ニ車輛工業ノ擴充ヲ圖リ特ニ大陸ニ於テハ自給自足ヲ目途トシ之ガ生産ノ基礎ヲ確立ス

(ハ) 大東亞圈内主要鐵道ノ有機的聯關ヲ強化スルト共ニ之ガ運營ノ調整ヲ圖ル爲必要ナル機構ヲ確立ス

(ト) 鐵道要員ハ戰時要員ノ充足ヲモ考慮シ之ガ養成ニ努ム

(5) 自動車

(イ) 軍事的要請ニ即應シ自動車特ニ貨物車ノ生産能力及保有量ノ飛躍的増大ヲ圖ル

特ニ大陸ニ於テハ其ノ保有量ノ増加ニ努メ南方ニ於テハ貨物

車ノ保有割合ヲ増加ス

(ロ) 自動車事業ニ關シテハ鐵道及道路トノ綜合的運用ヲ圖ル

(ハ) 自動車工業ニ關スル技術ノ劃期的向上ヲ圖リ規格ヲ統一ス  
ルト共ニ戰車、航空機等ノ製造事業ヘノ轉換ヲ考慮シ諸般ノ  
整備ヲ爲ス

(ニ) 自動車用各種燃料資源ニ關シ徹底的調査研究ヲ行ヒ恒久的  
燃料政策ヲ確立ス

(ホ) 皇國民ノ國防機械化訓練ヲ強化スル爲青少年ニ對シ自動車  
竝ニ戰車ノ操縱及修理ニ關スル訓練ヲ實施ス

(ニ) 自動車ノ整備擴充ヲ圖ル爲自動車行政ノ統合調整ヲ期ス

(6) 道路

(イ) 自動車ノ高度發達ノ基底ヲ確保スル爲道路網特ニ重量自動  
車ノ高速度交通ニ適スル道路ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ之ヲ爲

必要ナル体制ヲ整備ス

(ロ) 皇國ニ於テハ國防上、産業上緊要ナル道路ノ整備ニ重點ヲ置キ漸次全道路網ノ再檢討ヲ行ヒ之ガ改良整備ニ努メ自動車輸送ノ發展ニ即應セシム

(ハ) 滿洲及支那ニ於テハ國防上、資源開發上必要ナル幹線道路ノ整備ヲ行ヒ逐次全道路網ノ擴充整備ヲ爲ス

(ニ) 南方諸地域ニ於テハ既存道路ノ復舊ヲ行ヒ逐次之ヲ整備擴充ス

(7) 航空

(イ) 皇國ヲ核心トスル滿支及南方諸地域ニ對スル主要幹線航空路ヲ急速整備シ皇國ノ指導力ヲ強化スルト共ニ皇國ヲ中心トスル世界航空路ノ完成ヲ圖リ以テ皇國航空ノ支配的地位ヲ確立ス

滿支及兩方諸地域ニ於ケル航空路ハ其ノ特殊的地位ニ應ジ國  
防上、經濟上必要ナル路線ヲ急遽整備ス

(ロ) 國內主要航空路ノ運營ハ皇國之ヲ把握シ單一企業体ヲシテ  
之ニ當ラシム

國內ノ局地的航空路ニシテ特ニ政治的考慮ヲ拂フノ要アル場  
合ハ當該國ヲシテ經營セシムルモ前項ノ企業体ヲ選ジテ皇國  
之ガ實質ヲ把握ス

(イ) 國內ノ飛行場、氣象、通信、嚮導等航空保安施設ノ急速ナ  
ル整備ヲ圖ルト共ニ皇國之ガ指導力ヲ把握ス

(ニ) 航空機工業ノ飛躍的擴充ヲ圖リ規格ヲ統一シテ大量生産ヲ  
確保ス

(ホ) 航空研究機關ヲ整備擴充シ航空機性能ノ向上ヲ圖ル  
航空要員ノ飛躍的増加ヲ圖ルト共ニ其ノ技能ノ向上ヲ期ス

ル爲之ガ養成施設ヲ擴充ス

青少年ニ對シ飛行機、滑空機、落下傘及模型飛行機ニ依ル組織的訓練ヲ行フト共ニ小型航空機ノ普及ヲ圖リ速ニ國民航空組織ノ擴充ヲ期ス

ㄨ

圈内航空ニ關シ新タナル規範ヲ設ケ皇國航空權ノ確立ニ資

(8) 通信

(1)

皇國ヲ核心トシテ皇國ト圈内各地域竝ニ圈内各地域相互間ヲ結合スル大東亞幹線通信路ハ速ニ之ヲ綜合的ニ整備強化スルト共ニ皇國ヲ中心トスル圏外通信網ノ擴充ヲ圖リ世界ニ於ケル皇國通信權ノ優位ヲ確立ス

圈内ノ地域的通信施設ハ緊急必要ナルモノヨリ之ヲ復舊シ逐次所要施設ヲ整備ス

- (ロ) 圈内通信事業ハ皇國ノ一貫的指導ノ下ニ一体的ニ之ヲ行ヒ得ル如ク体制ヲ整備スルモノトシ南方諸地域ニ於テハ幹線通信網ハ皇國ノ單一企業体ヲシテ之ガ施設運用ニ當ラシメ地域的通信事業ハ可及的民營トシ右企業体ヲシテ之ヲ指導セシム
- (ハ) 大東亞圈ノ性格ニ即スル統一の通信制度ヲ確立スルト共ニ通信ニ對スル皇國指導力ノ確保竝ニ大東亞通信圈ノ確立ニ資スル爲關係機關ヲ以テ構成スル適當ナル組織ヲ設ク
- (ニ) 皇國ニ於テ大東亞諸地域ヲ通ズル電波ノ一元の統制ヲ行フ爲所要ノ機構ヲ設置スルト共ニ電波監視施設ノ綜合的整備等不法通信及敵性電波ノ防遏上萬全ノ措置ヲ講ズ
- (ホ) 通信機器工業ノ擴充ヲ圖ルト共ニ機材ノ供給ハ皇國ニ於テ之ガ一元的統制ヲ爲シ得ル如キ措置ヲ講ズ
- 通信ニ關スル技術ノ飛躍的向上ヲ圖ル爲通信研究機關ノ整備

擴充ヲ期ス

(ㄨ) 一般通信施設及各種特殊通信施設ノ建設保守ニ付テハ綜合的ニ之ヲ調整ス

(ㄒ) 通信要員ノ確保ヲ圖ル爲之ガ養成施設ヲ擴充スルノ外青少年ニ對シ通信技術ニ關スル組織的訓練ヲ實施ス

(9) 放送

(イ) 大東亞ノ政治的、文化的建設ヲ促進シ敵性放送ヲ防遏スル爲大東亞國內放送施設ノ綜合的整備ヲ圖ルト共ニ海外大放送施設ノ擴充強化ニ努ム

(ロ) 國內放送事業ノ運営ニ付テハ適當ナル地域毎ニ皇國ノ單一企業体ノ指導スル企業体ヲ設立シ皇國ノ一元の統制ヲ確保ス

(ハ) 優秀ナル受信機ノ普及ヲ圖リ必要ニ應ジ集團聽取施設ノ整備ヲ期ス

(二) 放送用及聽取用機器ノ生産ヲ確保スル爲メ機器工業ノ整備強  
化ヲ圖ルト共ニ之ガ配給ニ付テハ皇國ニ於テ一元的統制ヲ爲  
シ得ル如キ措置ヲ講ズ

(三) 大東亞國ノ放送ニ對スル皇國指導力ノ確保竝ニ大東亞放送  
圈ノ確立ニ資スル爲メ關係機關ヲ以テ構成スル適當ナル組織ヲ  
設置ス

(四) 氣象

(イ) 軍事上ノ要請ヲ充足シ併セテ航空及航海ノ保安ニ重點ヲ置  
キ大東亞ヲ一體トスル綜合的觀象網ヲ完成ス

(ロ) 圈內觀象事業ハ原則トシテ皇國之ヲ直轄ス

(ハ) 觀象器材ノ計畫的整備ヲ圖ルト共ニ大東亞ニ於ケル氣象通  
信ノ迅速確實ヲ期スル爲メ之ガ施設ノ有機的整備ニ努ム

(ニ) 觀象要員ノ計畫的養成ヲ行フノ外航空、海洋等ニ於ケル青  
少年鍊成組織ニ於テ氣象ニ關スル訓練ヲ行フ